

利根町教育委員会定例会会議録

令和 3 年 3 月 31 日 午後 3 時 45 分開会

1. 出席委員

教 育 長	海老澤 勤 君
教育長職務代理者	佐 藤 忠 信 君
委 員	石 井 豊 君
委 員	長 岡 純 子 君
委 員	卷 島 久 君

1. 欠席委員

な し

1. 出席事務局職員

学 校 教 育 課 長	青 木 正 道 君
指 導 室 長	池 田 恭 君
生 涯 学 習 課 長	久保田 政 美 君
学校教育課長補佐	河 村 明 君
学校教育課長補佐	布 袋 哲 朗 君
学校教育課係長	坂 本 美 奈 君
指 導 室 係 長	関 川 雅 美 君
学校教育課主事	鈴 木 健 介 君

1. 議 事 日 程

議 事 日 程

令和 3 年 3 月 31 日（水曜日）

午後 3 時 45 分開会

- 日程第 1 報告第 5 号 教育委員会職員人事異動の内示について
報告第 6 号 令和 2 年度利根町一般会計補正予算（第 14 号）教育関係予算の
意見の申出の専決処分について
報告第 7 号 利根町情報教育研究会設置要綱の一部を改正する訓令について
日程第 2 議案第 7 号 利根町教育委員会事務局処務規程等の一部を改正する訓令につ
いて

議案第 8 号 利根町教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する等の規則について

議案第 9 号 独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の徴収に関する規則の制定について

議案第 10 号 利根町社会教育指導員の委嘱について

議案第 11 号 利根町いじめ問題調査委員会委員の委嘱について

議案第 12 号 利根町いじめ防止基本方針の一部改正について

日程第 3 その他

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 報告第 5 号 教育委員会職員人事異動の内示について

報告第 6 号 令和 2 年度利根町一般会計補正予算（第 14 号）教育関係予算の意見の申出の専決処分について

報告第 7 号 利根町情報教育研究会設置要綱の一部を改正する訓令について

日程第 2 議案第 7 号 利根町教育委員会事務局処務規程等の一部を改正する訓令について

議案第 8 号 利根町教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する等の規則について

議案第 9 号 独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の徴収に関する規則の制定について

議案第 10 号 利根町社会教育指導員の委嘱について

議案第 11 号 利根町いじめ問題調査委員会委員の委嘱について

議案第 12 号 利根町いじめ防止基本方針の一部改正について

日程第 3 その他

午後 3 時 45 分開会

○教育長（海老澤 勤君） 辞令交付式に引き続き、お集まりくださいましてありがとうございます。

ただいまより、令和 3 年 3 月の教育委員会定例会を開会いたします。

今日ご審議いただく議案は、専決処分を含む報告 3 件、議案 6 件、その他 2 件の計 11 件でございます。

議題に入ります前に、報告第 5 号 教育委員会職員人事異動の内示について及び議案第 10 号 利根町社会教育指導員の委嘱について、議案第 11 号 利根町いじめ問題調査委員会委員の委嘱につきましては、人事に関する議案のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項のただし書に基づき非公開にしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○教育長（海老澤 勤君） ただいまご承認いただきましたので、報告第 5 号及び議案第 11 号、議案第 12 号につきましては非公開といたします。

○教育長（海老澤 勤君） 日程第 1、報告第 5 号 教育委員会職員人事異動の内示についてを議題といたします。

（「非公開」により省略）

○教育長（海老澤 勤君） ないようですので、報告第 5 号 教育委員会職員人事異動の内示につきましては、原案のとおり承認いたします。

○教育長（海老澤 勤君） 続きまして、報告第 6 号 令和 2 年度利根町一般会計補正予算（第 14 号）教育関係予算の意見の申出の専決処分についてを議題といたします。

担当課長に説明を求めます。

○学校教育課長（青木正道君） 報告第 6 号 令和 2 年度利根町一般会計補正予算（第 14 号）教育関係予算の意見の申出の専決処分についてご説明申し上げます。

利根町教育委員会事務専決規程第 2 条第 1 項の規定に基づき、令和 3 年 3 月 4 日付で専決処分いたしましたので、同条第 2 項の規定により報告するものでございます。

こちらにつきましては、3 月議会定例会におきまして、追加議案として上程し承認をいただいております。

それでは、内容についてご説明いたします。

資料を 1 枚おめくりください。

各教育費の項目の補正額の説明をさせていただきます。

項 1 教育総務費、補正額 1,534 万 1,000 円の減、項 2 小学校費、補正額 786 万 1,000 円の減、項 3 中学校費 114 万 6,000 円の減、項 4 社会教育費、項 5 保健体育費につきましては、補正はございません。教育費補正額合計は 2,434 万 8,000 円の減額で、補正後の教育費の歳出総額は 9 億 8,708 万 2,000 円となっております。

1 ページをお開きください。

第 2 表、繰越明許費補正の表の一番下、款 9 教育費、項 3 中学校費、中学校施設維持補修事業でございます。体育館の空調設備工事費 2,660 万円を令和 3 年度に繰越いたします。

2 ページをお開き願いたいと思います。

歳入についてご説明いたします。

款 15 国庫支出金、項 2 国庫補助金、目 5 教育費国庫補助金、節 1 小学校費補助金で 101 万 6,000 円、中学校費補助金で 50 万 3,000 円を減額してございます。

GIGA スクール構想に伴う情報機器整備費補助金のうち、GIGA スクールサポーター分の補助金で 6 カ月分を見込んでおりましたが、入札の時期がずれ込み 3 カ月となったため、小学校費で 44 万 1,000 円、中学校費で 14 万 7,000 円減額しております。

学校保健特別対策事業費補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症対策のための補助金で、小学校 1 校当たり 50 万円、中学校 75 万円が限度額となっておりますが、事業費の確定により、小学校費で 57 万 5,000 円、中学校費で 35 万 6,000 円減額するものでございます。

3 ページをお願いいたします。

歳出についてご説明いたします。

歳出につきましては、教育費国庫補助金及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金対象事業によるもので、事業費の確定により減額するものでございます。

中でも金額の大きいものについて、ご説明申し上げます。

款 9 教育費、項 1 教育総務費、目 2 事務局費、教育 ICT 推進事業の使用料及び賃借料は、令和 3 年度から 5 年間分の学習支援ソフト使用料で入札による契約差金となります。3,000 万円の予算を計上しておりましたが、プロポーザルに準じた方法により学習支援ソフトを選定した結果、金額が抑えられたためでございます。

続きまして、項 2 小学校費、目 1 学校管理費、GIGA スクール ICT 環境整備事業の備品購入費、教師用タブレットパソコンを購入する予定でしたが、国庫補助の対象児童生徒が、令和元年 5 月 1 日現在のため、約 100 台の予備機を確保することができることから購入を取りやめたためでございます。中学校費も同様でございます。

電子黒板につきましては、入札による契約差金となっております。

小学校安全・安心確保事業につきましては、除菌電解水給水器の設置数を変更するなど、事業費が確定したため減額するものでございます。中学校費も同様でございます。

簡単でございますが、説明は以上でございます。

○教育長（海老澤 勤君） 説明が終わりました。

ご意見、ご質問などございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（海老澤 勤君） ないようですので、報告第 6 号 令和 2 年度利根町一般会計補正予算（第 14 号）教育関係予算の意見の申出の専決処分につきましては、原案のとおり承認いたします。

○教育長（海老澤 勤君） 続きまして、報告第 7 号 利根町情報教育研究会設置要綱の一部を改正する訓令についてを議題といたします。

議題に入ります前に、報告第 7 号 利根町情報教育研究会設置要綱の一部を改正する訓令及び日程第 2、議案第 7 号 利根町教育委員会事務局庶務規程等の一部を改正する訓令、議案第 8 号 利根町教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する等の規則につきまして

は、令和3年4月1日からの機構改革による課名等の変更による改正が主なものでございますので、一括審議とさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○教育長（海老澤 勤君） ただいまご承認いただきましたので、報告第7号及び議案第7号、議案第8号までにつきまして、一括審議とさせていただきます。

担当課長に説明を求めます。

○学校教育課長（青木正道君） それでは、報告第7号 利根町情報教育研究会設置要綱の一部を改正する訓令及び議案第7号 利根町教育委員会事務局庶務規程等の一部を改正する訓令、議案第8号 利根町教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する等の規則について、一括してご説明申し上げます。

提案理由でございますが、令和2年第4回議会定例会において、利根町課等設置条例の一部を改正する条例が可決され、町長部局の組織改編に伴い、教育委員会部局も組織改編を行うことから、関係例規の改正が必要となったため、教育委員会の議決を得るため提案するものでございます。

主な改編でございますが、まず「指導室」を「指導課」に、「生涯学習センター係、文化センター係」を「庶務係」にし、事務分掌の見直しをしてございます。

お配りしております新旧対照表をご覧くださいと思います。

1 ページの利根町情報教育研究会設置要綱、2 ページの利根町教育委員会事務局庶務規程 3 ページの障害を理由とする差別の解消の推進に関する教育委員会職員対応要領につきましては、「指導室」を「指導課」に改めるもので、3 ページの別表第1の備考につきましては、小学校統合準備室を学校教育課内に設置いたしますので、室の記号を明記してございます。

4 ページをご覧ください。

利根町教育委員会事務局組織規則第3条第2項に、「前項に規定するもののほか、臨時又は特別な事務を処理するため課内に室を置くことができる。」とし、こちらが小学校統合準備室を想定し、規定したものでございます。

続きまして、5 ページをご覧ください。

別表につきましては、学校教育課と指導課の事務分掌の一部を見直し、1 番の県負担教職員の任免分限及び懲戒の内申に関することにつきましては、8 ページになりますが、指導課へ移管してございます。

7 ページをお開きください。

生涯学習課の社会教育係、社会体育係の事務分掌につきましては、この後ご説明いたします規則の一部改正、廃止もしてございますので、事務分掌を改めております。

続きまして、8 ページをご覧くださいと思います。

利根町適応指導教室設置規則及び 9 ページの利根町スクールソーシャルワーカー配置に関する規則につきましては、「指導室長」を「指導課長」に改めるものでございます。

9 ページの利根町生涯学習施設管理規則につきましては、係を庶務係といたしましたので、事務分掌の見直しを行ってございます。

11 ページをご覧ください。

利根町立小中学校施設の開放に関する規則につきましては、プールと文小学校の特別教室棟 1 階の貸出しを現在に行っていないため、改めるものでございます。

次の 12 ページ、最後のページをご覧くださいと思います。

12 ページの三つの規則につきましては、現在運用してございませんので、廃止するものでございます。

訓令及び規則につきましては、令和 3 年 4 月 1 日から施行するものとなっております。

説明は以上でございます。

○教育長（海老澤 勤君） ほかの課長の説明補足ありますか。大丈夫ですか。

説明が終わりました。

ご意見、ご質問などございますか。

○委員（佐藤忠信君） これ大分すっきりと見直した感じになっていまして、特に利根町教育委員会事務局組織規則と利根町生涯学習施設管理規則で施設の管理が行き来しているところがあると思います。7 ページの生涯学習課の社会教育係の事務分掌には、「柳田國男記念公苑の運営・管理に関すること」とあり、生涯学習施設管理規則から持ってきたと思います。もともとこの生涯学習施設管理規則の中に赤松宗旦旧居の維持管理について規定されていたと思いますが、どこへ移動したのか教えていただけますか。

○生涯学習課長（久保田政美君） 赤松宗旦旧居につきましては、指定文化財ということで取扱いをしております。6 ページの 13 番、文化財の保護保存及び資料の収集調査に関することに該当いたします。

○委員（佐藤忠信君） 柳田國男公苑は文化財ではなく、赤松宗旦旧居とは違い宿泊が出るからということですか。

○生涯学習課長（久保田政美君） 柳田國男公苑につきましては、設管条例がありまして、その中で生涯学習課が維持管理するということが規定されております。

○委員（佐藤忠信君） 分かりました。

あと、11 ページの利根町小中学校施設の開放に関する規則で、プールと特別教室がなくなっていますが、今は全く利用がないのでしょうか。

○生涯学習課長（久保田政美君） プールにつきましては、各小学校授業では使用しております。以前は夏休み期間中、PTA に貸し出しましてプール開放をしていた時期がありましたが、現在は貸し出しをしておりませんので、実情に合わせ今回削除しております。

○委員（佐藤忠信君） 今後考えられないということですね。

○生涯学習課長（久保田政美君） はい。

○委員（佐藤忠信君） 分かりました。ありがとうございます。

○教育長（海老澤 勤君） そのほかいかがですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（海老澤 勤君） それでは、報告第 7 号 利根町情報教育研究会設置要綱の一部を改正する訓令及び日程第 2、議案第 7 号 利根町教育委員会事務局庶務規程等の一部を改正する訓令、議案第 8 号 利根町教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する等の規則につきましては、原案のとおり承認いたします。

○教育長（海老澤 勤君） 続きまして、議案第 9 号 独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の徴収に関する規則の制定についてを議題といたします。

担当課長に説明を求めます。

○学校教育課長（青木正道君） 議案第 9 号 独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の徴収に関する規則の制定についてご説明申し上げます。

提案理由にもございますように、独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金について、保護者負担額、経済的な理由により、要保護児童生徒などの保護者からの共済掛金を徴収しないことなどを規則で明文化することにより、日本スポーツ振興センター共済掛金の支払いの一部が免除されるため、新たに規則を制定し提案するものでございます。

まず、日本スポーツ振興センターの共済制度でございますが、学校の管理下における児童生徒の怪我などの災害に対し、災害給付を行うものでございます。なお、共済掛金は、学校設置者である町と保護者双方で 5 割ずつ負担をしてございます。

このたび日本スポーツ振興センターが国の会計検査を受けた際に、学校設置者が定める共済掛金の額や、経済的理由により要保護者などから徴収しないことについて、教育委員会の規則等で明確にするよう通知があり、町では内規として取り扱っておりましたが、新たに規則を制定するものでございます。

それでは、ご説明申し上げます。

1 ページ目をご覧くださいと思います。

第 1 条では趣旨、第 2 条では定義、第 3 条では保護者から徴収する共済掛金の額について定めております。児童生徒 1 人当たり年額 460 円としており、要保護者につきましては 20 円としております。なお、共済掛金全体では 920 円ですので、保護者負担は半額となっております。

第 4 条では、共済掛金の免除について定めてございます。要保護及び準要保護に認定された場合には免除としております。

今回の規則の制定に伴う共済掛金の額は、保護者負担額も含めて変更はございません。

議案第 9 号の説明は以上でございます。

○教育長（海老澤 勤君） 説明が終わりました。

ご意見、ご質問などございますか。

○委員（佐藤忠信君） 今まで内規で行っていたものを、法律自体は平成 14 年に制定されていますが、国の会計検査院の指摘で新たに規則として明文化したということによろしい

ですか。

○学校教育課長（青木正道君） そうなります。

○教育長（海老澤 勤君） よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（海老澤 勤君） ないようですので、議案第 9 号 独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の徴収に関する規則の制定につきましては、原案のとおり承認いたします。

○教育長（海老澤 勤君） 続きまして、議案第 10 号 利根町社会教育指導員の委嘱についてを議題といたします。

（「非公開」により省略）

○教育長（海老澤 勤君） ないようですので、議案第 10 号 利根町社会教育指導員の委嘱につきましては、原案のとおり承認いたします。

○教育長（海老澤 勤君） 続きまして、議案第 11 号 利根町いじめ問題調査委員会委員の委嘱についてを議題といたします。

（「非公開」により省略）

○教育長（海老澤 勤君） ないようですので、議案第 11 号 利根町いじめ問題調査委員会委員の委嘱につきましては原案のとおり承認いたします。

○教育長（海老澤 勤君） 続きまして、議案第 12 号 利根町いじめ防止基本方針の一部改正についてを議題といたします。

担当課長に説明を求めます。

○指導室長（池田 恭君） それでは、議案第 12 号 利根町いじめ防止基本方針の一部改正についてご説明をいたします。

利根町いじめ防止基本方針を一部改正するものでございます。

理由になりますが、1 枚おめくりください。

令和 2 年 12 月 25 日に町長に提出された利根町いじめ問題調査委員会調査報告書の再発防止に向けての提言を受け、いじめ防止対策推進法に基づいた利根町いじめ問題連絡協議会等条例の一部改正の施行に伴い、利根町いじめ防止基本方針の一部を改正するものでございます。

別紙の利根町いじめ防止基本方針（案）をご覧ください。

平成 27 年 10 月時点の文言を改正している部分が赤字になっています。その文言について追加し改正する部分が青字になっております。

1 ページの目次ですが、第 2 章 (3) に利根町いじめ問題調査委員会の常設を加えたため、括弧の番号が一つずつ繰り下がっております。

続きまして、2 ページをご覧ください。

「はじめに」の青字の部分になりますが、令和 3 年 4 月改訂の中心となる「人間関係づくり」についての記載をしております。児童生徒が抱える悩みや苦しみを教職員や家族などに相談できる信頼関係の構築を目指していくことを記載しております。児童生徒の気持ちに寄り添い、理解し、受け止め、解決の道筋を共に考え、児童生徒が安全・安心に過ごすことができるよう最善を尽くすことを今回の改訂の中心とし、これからの各章における改訂の基本としております。

続いて、第 1 章いじめの防止等の対策に関する基本的な考え方の「1 いじめの定義」に留意点を追加いたしました。

①として、いじめを受けた子どもの立場に立つことを本人が否定する場合もあるが、いじめを受けた子どもの様子をきめ細かく観察し、確認することが必要なこと、複数の教職員からの情報を総合して校長が責任を持って行うことを記載しております。

次のページになります。

②として、一定の人的関係とは、学校の内外を問わず、塾やスポーツクラブ等の人間関係についても記載しております。

③として、物理的な影響とは、見えないところでの被害もあることから、背景にある事情の調査を行い判断することが必要であることを記載しております。

④では、インターネット上での悪口など、児童生徒がそのことを知らない場合についての対応について、⑤では、犯罪行為に該当する場合のことを記載しております。また、具体的ないじめの態様の例を記載し、全関係者が共通理解を図ることができるようにしております。

続いて、4 ページ、2、利根町のいじめに対する基本的な考え方、(2) 基本理念では、「被害者」という文言を「いじめを受けた児童生徒」、「加害者」という文言を「いじめを行った児童生徒」としました。また、集団全体にいじめを許さない雰囲気の形成をしていくことが必要であることを加えております。

続いて、5 ページ、第 2 章、利根町の取組 (3) になります。利根町いじめ問題調査委員会の常設についての記載をしております。町教育委員会のいじめ防止等の対策を実効的に行うための附属機関として、利根町いじめ問題調査委員会を常設すると記載しております。

(5) 関係各課との連携では、子育て支援課を加えております。

(7) 相談窓口の周知では、8 ページになりますが、「24 時間子ども SOS ダイアル」(文部科学省)を加えたこと、町教育相談窓口が指導課であること、適応指導教室(とねっ子ひろば)の事業とその支援内容を周知していくことについて加えております。また、各種事

業の周知の必要性にも触れております。

(9) 学校に対する取組として、②教職員研修の充実を挙げました。具体的には、いじめや不登校問題に対応できるように、生徒指導教育相談、学級経営、道德教育の実践的な研修を年3回実施することとしました。

③として、小中学校間生徒指導学校訪問を実施することを記載いたしました。これは、各学校の管理職及び生徒指導担当者が学校を訪問し、生徒指導の取組や現状を把握し、生徒指導の推進を図るものになります。

④として、教育相談担当者連絡協議会を実施することを記載いたしました。これは、教育相談の理論と実践や具体的な手立ての方策について理解を深め、各小中学校において組織的な教育相談体制を構築することを目指しております。

続いて、7ページ、⑦学校への助言と支援として、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門機関や専門家との連携を図り、早期対応及び解消を図ることを支援すると明記しております。

⑧として、生徒指導先進校への研修視察として、先進的に生徒指導に取り組んでいる学校等を視察し、取り入れていく取組を行うことを記載しております。

続いて、8ページになります。

第3章、学校の取組、2 いじめの防止等に関する措置、(1) いじめの未然防止に向けた取組、イには地域との交流活動の文言を加えました。

ウ、いじめ撲滅強化月間（仮称）を全体で実施していくことを記載しております。年間3カ月、4月、9月、1月を強化月間とし、各小中学校での各教科・領域において、いじめの未然防止につながる活動を取り入れていく方針を示しています。

エ、小中学校が連携した「オレンジサミット」（仮称）を開催し、各小中学校で取り組んでいるいじめ防止策を互いに発表したり、テーマに沿ってディスカッションを行ったりして、よりよい人間関係づくりにつなげていく取組を取り入れていくことを示しております。

9ページ、クでは、教職員のカウンセリング能力の向上のため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用した研修や授業を実施することを示しました。

ケでは、保護者に対する取組として、スクールソーシャルワーカーが講師となり、保護者対象にペアレント・トレーニングをする取組を位置づけました。家庭内での教育力向上を目指していくものになります。

続いて、(2) いじめの早期発見に向けた取組についてになります。

ア、教職員の連携では、教職員の児童生徒への関わり方の基本を記載しています。

10ページ、イでは、アンケート調査の保存期間を明記し、卒業してから5年間保管としております。

(3) いじめの認知と解消についてになります。

ア、いじめの認知では、いじめを正確に漏れなく認知することの重要性を記載しております。初期段階であったり、1回限りであったりしても、組織として学校が把握していく必

要があることを示しています。

イ、いじめの解消になります。二つの要件を満たした上で、解消と判断することを示しました。一つは、少なくとも 3 カ月影響を受けていないこと、二つ目は、本人と保護者が心身の苦痛を感じていないことを面談等により確認することと明記しております。加えて、この二つは解消していると言える場合でも、再発する可能性があることや、注意深くその後もいじめを受けた児童生徒、いじめを行った児童生徒も見ていく必要があることを記載しております。

11 ページ、(4) いじめの早期解消に向けた取組について、ウ、いじめを行った児童生徒への対応への記載を追加しております。追加した内容としては、いじめを行った児童生徒について、いじめへの認識を深め再発防止につなげるとともに、その後の学校生活を前向きにさせていく必要があること、保護者に対する指導や助言について加えております。

12 ページ、エでは、いじめを伝えた児童生徒の安全確保について記載しております。これは、勇気を持ち、いじめを教職員に伝えた児童生徒を徹底的に守る方針を打ち出しております。

オでは、いじめを受けた児童生徒の問題にとどめず、プライバシーに配慮し、周囲の児童生徒への指導を行い、いじめ問題の根本的な解消を目指すものとしております。

カでは、インターネット上で起こるいじめの問題性を記載しており、児童生徒に対して、インターネットを通じて行われるいじめの重大性を理解させる取組を行っていく必要があることを示しております。

続いて 13 ページ、3、関係機関との連携について (1) 保護者との連携の重要性を示しています。同じ歩調で対応する関係を構築していくことを大切にしていこうことを求めています。

続いて 15 ページになります。

第 5 章、地域の役割、2、早期対応に向けた取組、(2) では、全ての児童生徒が多くの人に見守られていることが実感できるようにしていこうことを求めています。

第 6 章は、重大事態への対処になります。

16 ページ、1、いじめを受けた児童生徒の保護・ケアについてになります。重大事態発生時の具体的な対応について、一つ一つ記載をしております。

(1) いじめを受けた児童生徒の保護についてになります。教職員が間断なく見守る体制をつくること、情報共有を 2 回以上実施すること、いじめを受けた児童生徒が帰宅した後の連絡についても記載し、丁寧に対応していこうことを求めています。

(2)、(3) は、スクールカウンセラースクールソーシャルワーカーによる心のケアになります。

(4) は、適応指導教室に通級、あるいは保健室登校を含め、緊急避難措置についての記載をしております。

続いて、2 いじめを行った児童生徒への働きかけについてです。

(1) 別室での学習の実施になります。

次の 17 ページ, (2) では, 警察への相談・通報, (3) 懲戒や出席停止についても具体的な方法を示しました。

(4) は, いじめを行った児童生徒とその保護者に対するケアになります。例えばいじめを行った児童生徒が過去に深刻ないじめを受けていたことによるなどのケースもあるので, いじめを行った児童生徒のケアが必要なこと, あるいは重大事態に至るケースでは, 子育てに悩む保護者の家庭で起こることが想定されるため, カウンセラーの活用を行うことを記載しております。

3 重大事態発生の報告と調査になります。

(1) 重大事態の報告になります。重大事態の報告を受け, 指導主事, スクールカウンセラー, スクールソーシャルワーカーをはじめとする職員の派遣が行われ, 支援を迅速に行うことで, 悪化を防ぐ認識を町教育委員会と学校が持つことを求めています。

18 ページ, (3) 調査を行う組織についての記載があります。町教育委員会が調査の主体の場合と学校が調査の主体となる場合を記載いたしました。

(4) 事実関係を明確にするための調査の実施についてですが, ここでは, 事実関係を可能な限り網羅的に明確にすることを求めています。

続いて, 19 ページには, アでは, いじめを受けた児童生徒から聞き取りが可能な場合, イでは, いじめを受けた児童生徒から聞き取りが不可能な場合, ウでは, いじめを受けた児童生徒が死亡したときの対応についても, 具体的な対応策を記載いたしました。

20 ページ, (5) 調査実施におけるその他の留意事項では, 学校全体の児童生徒や保護者, 地域にも不安や動揺が広がること, 事実に基づかない風評等への注意を記載しております。

(6) 調査結果の提供と報告になります。

アでは, いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して, 寄り添いながら対応すること, イでは, 調査結果の報告の方法, エでは, 調査結果の公表について, オでは, 再発防止策の策定に向けての方法を記載しております。

(7) 町長による検証等について, 手順を具体的に記載しました。

22 ページ, 4 関係機関との連携についてになります

(1) では, 学校と町教育委員会との連携について (2) では, 児童相談所や医療機関との連携について記載いたしました。

5 保護者・地域との連携になりますが, いじめ対策緊急保護者会の開催について PTA の活用を図ること, 民生委員児童委員との連携を図ることを求めています。

これらの方針に沿って取組を進め, いじめ問題克服に全力を尽くしていきたいと考えております。

利根町いじめ防止基本方針の令和 3 年 4 月の一部改正についての説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

○教育長（海老澤 勤君） 説明が終わりました。

ご質問、ご意見などございますか。

○委員（長岡純子君） いろいろなケースを想定して、ご丁寧にケアできるような細かいところまで行き届いていて、また、いじめを伝えた児童生徒の安全確保ということも考慮されていて、素晴らしい内容だと思いました。

それで、7 ページの生徒指導先進校への研修視察というのがありますが、どこか具体的な学校あればお教えていただけますか。

○指導室長（池田 恭君） 生徒指導に関して、先進的に研究を進めていたりする学校はありますが、こちらに関しては、これからどの学校、具体的に進めている学校はありませんので、これから進めるところであります。

○委員（長岡純子君） 分かりました。ありがとうございます。

○教育長（海老澤 勤君） そのほかいかがですか。

○委員（石井 豊君） 説明ありがとうございました。内容が十分伝わっていると私も思います。

ただ、いくつか文言的なものを確認したいのですが、まず 6 ページ、(9) 学校に対する取組、⑤の教育相談員及び特別教育支援員の配置又は派遣のところ。「児童生徒の心のケアを図るため、教育相談員等心理等」となっております。「等」の使い方がどうなのかなと思いました。

それから 8 ページ、2 いじめの防止等に関する措置の(1) アの部分で、「そのときその場でどのような行動が適切か、自分で考えて決めて実行する能力」は、「て」を含めず、「自分で考え、決め実行する能力」のほうがすっきりするのかなと思いました。

それから、9 ページ、オの教育相談と個別面談で、「日頃から児童生徒と接する機会を多く持ち」より、文章的に「多く設け」のほうが適切なのかなと感じました。

それから、次の 10 ページ、イの「実施後のアンケートは、当該学年が卒業してから 5 年間保管とし、その後は処分する」は、「その後処分する」ほうが適切なのかなと感じました。

次、13 ページ、3 関係機関等との連携、(1) 保護者の「教職員と保護者が共に児童生徒に対して同じ歩調で対応する関係を構築する。もし、いじめが起こった場合」の「もし」は、「仮に」としたほうが適切なのかなと感じています。

それから 16 ページ、1 いじめを受けた児童生徒の保護・ケアの(1) の下から 2 行目「いじめを受けた児童生徒が帰宅した後も、教職員が保護者に電話し様子を確認するなど」の「電話し」というのは、伝え方は電話だけではないのかなと思ったので、「保護者に連絡し」のほうがいいのかなと思いました。

それから、(3) のスクールソーシャルワーカーによるケアの下から 2 行目、「保護者と緊密に連携して、」の「て」が要るのかどうか。

あと、18 ページの(3) 調査を行うための組織についてのアの下から 3 行目、「立ち上げ、公平性、中立性を確保するよう努め、調査を行う」は、「努める」より、「公平性、中立性を確保し調査を行う」と、ここは言い切ったほうがいいのかなと思います。

以上、ちょっと検討していただければと思います。

○指導室長（池田 恭君） もう一度、今、ご指摘受けた点、その他文言について見直してみたいと思います。ありがとうございました。

○教育長（海老澤 勤君） そのほかいかがですか。

○委員（巻島 久君） この方針の中によく出てくるアンケート調査、先ほどもアンケート調査の保存については、5年保存とありましたけれども、実際に利根町で行われているいじめの実態調査のアンケートは、記名式、それとも無記名式で行っているのでしょうか。

記名した場合は、内容に責任を持たせるという意味合いもあろうと思いますし、記名だと本音がなかなか書きづらいので無記名とか、記名無記名には、それぞれのメリット、デメリットあると思いますが、利根町の実態としては、どちらなのでしょう。

○指導室長（池田 恭君） アンケートについては、各小中学校とも記名式になっております。今回のいじめ問題調査委員会の最終報告書にも、記名式で、自分がいじめられているという言葉が書けない、書いても大丈夫という信頼関係を重要視していく必要があると思いますので、教育相談体制を充実、アンケートの内容など、記名式でもちゃんと書けるそういうアンケートにしていきたいと考えております。

○委員（巻島 久君） 今いろいろニュースで騒がれているインターネットを介してのいじめで、いじめた本人が特定できないと思って、児童生徒が亡くなった後に、遺族に対しても傷つけるような言葉が載っている現実を見ると、記名式のほうがいいのかなという個人の思いもあったので確認させていただきました。ありがとうございました。

○教育長（海老澤 勤君） そのほかいかがですか。

○学校教育課課長補佐（布袋哲朗君） これだけの内容を変えるのであれば、改正ではなく全部改めたほうがいいと思います。一部改正というよりは全部改正、廃止して改めて制定の方がいいと思います。

あと、いじめ問題調査委員会の常設、「常設」という言葉を表に出したいのでしょうかけれども、いじめ連絡協議会は設置、いじめ問題調査委員会は常設、ここの文言を変えることによって、連絡協議会は常設ではないと思われますので、検討していただき、方針については、新たに策定したほうが分かりやすいのではないかと思います。

それから、先ほど巻島委員がおっしゃったアンケートですが、当該学年が卒業してから5年間ということなので、小学校6年生が卒業してから5年間、つまり1年生からだと11年間保管するということになっていて、月に1回以上のアンケートを保管する場所が確保できるのか、小学校は大丈夫なのかなと思いましたので、その辺もクリアしてもらえればありがたいと思います。

○指導室長（池田 恭君） 全面改訂になるかどうか、文言も含めまして再度、学校教育課等と相談しながら進めていきたいと考えています。

各学校の保管場所ですが、確かにしまう場所がなくて苦勞する学校もあると思いますので、その辺は、学校にこの後確認をしていきたいと思います。基本的には保管しなければ

ならないと考えていますので、保管の協力をお願いしたいと考えております。

○教育長（海老澤 勤君） そのほかいかがですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（海老澤 勤君） 議案第 12 号 利根町いじめ防止基本方針の一部改正につきまして、要検討、継続審査ということで進めていきたいと思います。

○教育長（海老澤 勤君） 日程第 3、その他、利根町学校施設長寿命化計画の策定について、担当課長より説明願います。

○学校教育課長（青木正道君） 今、河村補佐が参りまして説明申し上げますので、少々お待ちください。

○教育長（海老澤 勤君） 担当者に説明を求めます。

○学校教育課長補佐（河村 明君） それでは、利根町学校施設長寿命化計画の策定についてご報告いたします。

まず初めに、この計画の策定に至った経緯ですが、利根町では、国のインフラ長寿命化基本計画に基づく公共施設等総合管理計画を平成 27 年 3 月に策定しています。この管理計画について、個別施設の長寿命化計画が位置づけられているところです。

文部科学省からは、学校施設の長寿命化計画を令和 2 年度までに策定の要請があり、策定に当たって盛り込むべき項目が示され、学校教育施設部分を特化する形で学校施設長寿命化計画としてまとめたものとなっております。

本計画は、素案を町長部局である総務課、財政課、企画課の課長に説明し、意見を頂き修正を行いまとめたものとなっております。

それでは、目次をご覧ください。

この目次に記載されているとおり、1 番の学校施設の長寿命化計画の背景・目的から、7 番の長寿命化計画の継続的運用方針までの 7 項目で構成しております。

1 ページをお願いいたします。

まず、学校施設の長寿命化計画の背景と目的を記載しておりまして、利根町の背景と目的ですが、簡単に説明しますと、本町の学校施設につきましては、昭和 40 年代後半から昭和 50 年代に整備されていることから、築 30 年から 40 年が経過し老朽化が進行している状況です。

施設面積の大きい学校教育系の施設は、安全・安心な教育活動への対応をはじめ災害発生時の避難所や地域の交流の場としての役割など、多様多様な機能を有するため、これまでも本町では、施設の耐震化や大規模改造による老朽化対策に積極的に取り組んできたところですが、今後の人口減少及び少子高齢化の進行や、多様化する情報化社会の到来、社会保障関連費の増加をはじめとする町財政に大きな影響を与えることは避けられない、そういうことを踏まえているところです。

このような中で文部科学省から、令和 2 年までに計画策定を行うよう要請を受けたとこ

ろでありまして、今後、迎えることとなる施設の改修工事に向けて、当該施設の整備内容や時期、費用等を具体的に表す中長期的な長寿命化計画策定をし、インフラの維持管理更新等を着実に進めていく必要があるところです。

次に、位置づけですが、2 ページをお願いいたします。

ここにありますように、本町につきましては、上位計画の一つである利根町公共施設等総合管理計画がございます。この管理計画を下支えする計画という位置づけとなっております。

次に、この計画の計画期間及び対象施設につきましては、令和3年から40年間を計画期間としております。ただし、計画期間内で社会情勢の変化や国の動向に柔軟に対応するため、PDCA サイクルの考え方にに基づき、5 年程度で適宜計画を見直すこととしております。対象施設につきましては、本町が所有する小学校3施設の11棟、中学校1施設8棟となっております。

3 ページをお願いします。

学校施設の目指すべき姿では、第5次利根町総合振興計画の教育ビジョン等に掲げられている施策を基本とし、それを実現するために、学校施設についてどのような機能性能が必要となるかを検討し、目指すべき姿を示しております。

4 ページからは、学校施設の実態につきまして記載しているところでございます。

学校施設の運営状況、活用状況等の実態としましては、本町の財政状況、学校を取り巻く状況のほか、学校施設の保有量や将来の更新コスト、保有教室の活用状況、学校施設内のコスト状況等について、現状と課題を整理しているところです。

7 ページをお願いいたします。

こちらでは財政状況を記載してございます。下のグラフの歳出の推移でございますが、義務的経費の扶助費が、平成21年度の約5.2億円から令和元年度の約8.9億円と、1.7倍の増加となっております。歳出全体における義務的経費の増加傾向は、学校施設等の維持更新に充てる普通建設事業費の確保に影響を及ぼすことが考えられているところです。

14 ページをお願いいたします。

施設関連経費の状況を記載しております。過去5年間の推移をこちらでは記載しているところでありまして、年間経費の平均が約3.3億円となっております。

次に、16 ページをお願いいたします。

こちらでは、学校施設の老朽化状況の実態を記載してございます。改修方法の検討に必要な劣化状況等の実態として、構造躯体の健全性の評価を行うとともに、構造躯体以外の劣化状況等の評価項目を地域の実情に応じて決定した上で評価を行い、現状と課題を整理しております。

構造躯体の健全性の評価方法につきましては、17 ページの長寿命化の判定フローを基に評価しております。計画策定段階では、耐震基準を満たしているか否か。新耐震基準の場合は長寿命として記載しております。旧耐震基準の場合は、耐震補強が済んでいるか否か

で判定をします。本町の場合は、全て耐震補強が完了していること、また RC 造のコンクリート圧縮強度、S 造の鉄骨の腐食状況等の耐震診断結果より判定し、長寿命化として試算しているところです。

次に、19 ページをお願いいたします。

このページは、その判定した結果を評価結果として一覧にしてまとめてございます。表の一番右側に記載されている耐震化判定、こちらが全て長寿命という判定となっていることが記載されているところです。

次に、20 ページですが、こちらでは構造躯体以外の劣化状況の評価について記載しております。21 ページに記載があります劣化状況調査表に基づき調査を実施しまして、建築部位設備ごとの劣化状況を A から D の 4 段階で評価をしているところです。25 ページを開いていただきますと、その劣化状況、健全度の評価方法をまとめてございます。

27 ページをお願いいたします。

この評価方法を行った結果、劣化状況の評価結果として一覧表にまとめたものが、このページに記載してございます。表の右側に健全度が記載されているのですが、100 点満点として記載してございます。50 点を下回る文小学校布川小学校の屋内運動場と利根中学校の格技場 52 点の利根中学校の屋内運動場は、広範囲で劣化が見られている状況となっております。

29 ページをお願いいたします。

このページから 31 ページまでは、長寿命化による効果を把握するため、築 50 年目に更新する場合の従来型全ての施設を長寿命化する場合の長寿命化型①統廃合の対象校である文小学校、文間小学校を除いた場合の長寿命化型②の三つの条件で今後の維持更新コストを試算しております。

29 ページですが、従来型につきましては、過去 5 年間の施設関連経費の平均額約 3.3 億円と比較しますと、今後の維持更新コストは 0.9 倍にとどまっていることから、仮に今後も過去の施設関連経費と同水準の財源を確保し続けることができる場合は、従来型による維持管理の継続が可能なものと考えられているところです。

次の 30 ページですが、こちらでは長寿命化型①について記載してございます。過去の施設関連経費の 0.8 倍と過去の施設関連経費相当の財源で対応が可能であることが見込まれます。しかし、直近 5 年間の改修等の時期が集中し、過去の施設関連経費を超過する費用の発生が見込まれることから、維持更新コストの平準化を図るなど検討が必要となっているところです。

31 ページでは、長寿命化型②の試算を行っておりまして、今後必要となる維持更新コストは、過去 5 年間の施設関連経費の平均の額に収まる結果となっております。

次に、32 ページをお願いいたします。

ここでは、学校施設整備の基本的な方針を記載してございます。学校施設の実態や目指すべき姿などを踏まえ、今後の学校施設の規模や配置計画に関する更新について記載して

いるところです。

36 ページの改修等の基本的な方針につきましては、こちらに記載されているとおり、長寿命化の予防保全の方針、目標使用年数改修周期等を示しているところです。

目標使用年数の設定につきましては、37 ページに記載がありますように、学校施設の物理的な耐用年数 70 年から 80 年程度となっていること、また建築物の耐久計画に関する考え方によりますと、普通品質で 80 年と定められていること、こうしたことを踏まえて、計画の対象施設は全て構造躯体の健全性が確保されていることから、築 80 年まで使用することを目標としているところです。

次に、39 ページ、こちらでは基本的な方針を踏まえた施設整備の水準を記載してございます。把握した現状の整備水準等を踏まえ、学校施設に関する教育的な方針として、今後の改修等による整備水準を設定しているところです。

41 ページをお願いいたします。

維持管理の項目手法等につきまして記載しておりまして、各学校施設の維持管理を効率的効果的に実施するため、点検評価の項目を整理しております。また点検評価の項目に調査や修繕の方法周期等を設定しているところでございます。

次に、47 ページをお願いいたします。

このページは、長寿命化の実施計画について記載してございます。改修等の優先順位づけとして実施計画について記載しておりまして、今後の施設の改修等に関する優先順位の考え方を示した上で、今後の改修等の内容や時期費用等を整理し、年次計画を策定しているところでございます。

49 ページをお願いいたします。

ここでは長寿命化の実施計画を記載しているところです。改修等の実施方針に基づき直近 5 年間の実施計画を整理したものです。令和 4 年から令和 5 年度に老朽化の進行している布川小学校屋内運動場、利根中学校の屋内運動場及び格技場の大規模改造を計画しているところです。直近 5 年間の施設関連経費が約 4 億 6,400 万円で、1 年当たり約 9,300 万円かかる見通しとなっております。

次に、50 ページをお願いします。

このページでは、長寿命化のコストの見通し、長寿命化の効果につきまして記載しております。この計画に従って長寿命化を行ったときのコストの見通しを明らかにするとともに、改築中心の場合とのコストの比較評価を行い、長寿命化の効果を明らかにしているところです。

小学校統廃合や施設の長寿命化に 40 年間にかかる改修等の費用、1 年間平均約 1.5 億円は、過去の施設関連経費の約 3.3 億円を下回っているところです。しかし、次期改修の際は、全ての建物築 40 年以上経過しておりまして、老朽化の進行も予測されることから、構造躯体の劣化や社会情勢の変化などに対応して、中長期的な維持管理に係るトータルコストの削減を目的とする長寿命化改修の実施についても、検討が必要となるとされており

ます。

次に、51 ページになります。

こちらでは、長寿命化計画の継続的運用について記載してございます。情報基盤の整備と活用では、把握した現状のデータの蓄積方法推進体制等の整備につきましては、学校施設の長寿命化計画を継続的に運用していくために必要な組織体制の充実方策について記載しているところです。

52 ページでは、フォローアップについて記載してございまして、学校施設の長寿命化計画の進捗状況等について、適切な期間内のフォローアップを実施し、必要に応じて計画を更新する旨を記載したものとなっております。

53、54 ページにつきましては用語集を、最後の 55 ページでは、対象の学校施設の棟別一覧表を記載しておりまして、耐震補強工事、大規模改造工事の完了年が分かるようにしたところとなっております。

駆け足ではございますが、以上が学校施設長寿命化計画の内容となっております。

○教育長（海老澤 勤君） 河村課長補佐、30 ページ、31 ページ、今後の維持更新コストの長寿命化型の①②の違いを説明してください。

○学校教育課長補佐（河村 明君） ①につきましては、全ての小中学校、小学校 3 校、中学校 1 校の学校施設を長寿命化計画した場合のコストを記載しているところでございます。

②につきましては、今、統合計画をしています文小学校と文間小学校を除いた布川小学校と利根中学校、この 2 校の施設の長寿命化を図った場合のコストを記載しているところです。

○教育長（海老澤 勤君） そうすると、50 ページに挙げられている長寿命化コストの見通しとしては、布川小学校と利根中学校が挙がっていて、40 年間の総額が 50 ページでは、60 億円、31 ページでは、59 億円、数字が違いますが、ほぼ同じでいいということですね。説明が終わりました。

ご意見、ご質問などありますか。

○委員（佐藤忠信君） この計画自体は、公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進ということで、建物だけではなくて、全てにということですか。

○学校教育課長補佐（河村 明君） 基本的には、建物についての長寿命化になります。それ以外に、設備、ICT など環境整備を含めて検討していくような内容となっております。

○委員（巻島 久君） これは、プールなどの施設も入っているわけですか。

○学校教育課長補佐（河村 明君） 建物のみとなりますので、プールなどの施設は入っておりません。

○委員（巻島 久君） 分かりました。

○委員（佐藤忠信君） 建物の中の例えば電気代とか光熱費は含まれていますか。

○学校教育課長補佐（河村 明君） 電気代、光熱費等の費用も含めた経費を算定してコ

ストを出していますので、含まれております。建物の維持管理については含まれるということになります。

○委員（佐藤忠信君） 分かりました。

○教育長（海老澤 勤君） この資料の中に、大規模改造より 20 年で長寿命化の改修時期になって、大規模改造を実施すると、また延びるということですか。

○学校教育課長補佐（河村 明君） 今までの改修は、耐用年数が、鉄筋コンクリートの場合は 60 年となっていますので、その 60 年を前にして老朽化した場合には、改築、造り直すということが有益だったのですが、トータルで 80 年というスパンで建物を維持するものとして考えていまして、改修して長く建物を維持できるような計画となっております。

○教育長（海老澤 勤君） 80 年が限界というわけですか。

○学校教育課長補佐（河村 明君） 今までは、60 年を耐用年数としていたところなので、それを延ばしても 80 年が限界になります。先ほど説明しました建物の構造状況にもよりますが、普通に維持してきた場合でも 80 年程度となっています。

○学校教育課長補佐（布袋哲朗君） まず 8 ページ、9 ページの児童生徒数の推移ですが、学級数が特別支援学級も含まれています。中学校ですと、284 人の 12 学級、特別支援学級も含めた人数で、1 クラス当たり 23 人になります。これを一般の町民の方に公表したときに、今、小学校の統合を進めているところですので、普通学級で示したほうがいいのかないかと思いました。

もう 1 点は、47 ページ、改修等の優先順位ですが、いろいろと写真撮ったりして劣化状況を決めていると思いますが、C だと、広範囲で劣化して不具合発生の兆しがありますということですが、布川小学校の渡り廊下の外壁は、平成 27 年、28 年の大規模改造工事で改修していますが、判定が C となっています。文小学校の渡り廊下が B 判定、文間小学校も大規模改造工事を実施しておらず、昨年度に文間小学校の雨漏りを補修して直しましたが、B 判定となっておりますので、この判定でいいのか気になりました。

○学校教育課長補佐（河村 明君） 状況調査を行った中でそういう箇所が見受けられて、大規模改造は実施しているけれども、そういう判定をしてきたと思います。大規模改造後に、そういう箇所が見受けられる場合もありますが、再度確認します。

○教育長（海老澤 勤君） 長寿命化計画は、50 ページもあるので検討と言いますか、一旦持ち帰ってもらって、整理していただき来月の教育委員会で取り上げるということにしたいと思います。

○教育長（海老澤 勤君） 続きまして、令和 2 年度定期監査報告書について、担当課長より説明をお願いします。

○学校教育課長（青木正道君） 令和 2 年度定期監査報告書の報告でございます。

3 年に一度、12 月末までに執行状況につきまして、監査委員の監査を受けております。今年度は教育委員会が対象となり、2 月 9 日と 12 日の 2 日間にわたり監査を受けました。

受けた結果の報告書がお手元にあるものでございます。

報告書の内容につきましては、持ち帰っていただきご覧いただけたらと思いますが、最後のページに学校教育課、指導室、生涯学習課に対します監査委員会からのご意見、ご指摘が載っております。令和3年度、各課において対応させていただきたいと思います。

以上でございます。

○教育長（海老澤 勤君） 説明が終わりました。

ご意見、ご質問などありますか。

○委員（石井 豊君） これ監査を受けたということですが、この中の歳入でお伺いします。款21諸収入、項4雑入、目雑入、学校給食費4,830万9,000円の予算現額に対して収入済額が2,100万円ということで、収入率が45.31%となっています。12月末現在の数字で残り3カ月間、100%まではいかないと思いますが、見込みはどのくらいになりますか。

○学校教育課長補佐（布袋哲朗君） 4月、5月分につきましては、臨時休校により給食費の徴収はしておりませんので、4,800万円という歳入予算額については、今後、減額する予定になります。今現在、給食費の徴収につきましては、ほぼ未納もなく収納はされておりますので、最終的には100%に近い収納率になると思っております。また7月、8月の夏休み短縮期間につきましては、給食費を徴収しないで町で負担しております。その辺の内容を監査委員に説明をし、監査を受けております。

○委員（石井 豊君） 分かりました。予算現額に対して収納率ですので、質問させていただきました。

もう一つよろしいですか。小学校費の特別支援教育児童就学奨励費交付事業、予算現額73万9,000円に対して支出負担行為がゼロで、執行率もゼロ。中学校費も同じように、111万2,000円に対して執行率ゼロ。12月時点で支出されていないということで、これから先に支出するという考え方でよろしいですか。

○学校教育課長補佐（布袋哲朗君） 石井委員のおっしゃるとおり、この後3月に支出するようになります。給食費納付額の2分の1を補助するほか、学用品を補助しますので、3月に支出いたします。また、今年度は対象者が少ないので、3月補正で減額しております。

○委員（石井 豊君） 分かりました。どうもありがとうございました。

○教育長（海老澤 勤君） そのほかいかがでしょうか。

○委員（佐藤忠信君） 先ほどの機構改革に関する例規の改正で文化財の保護保存の部分に赤松宗旦旧居が入っているということでしたが、先日見に行きましたら、大分傷んできているところがあります。裏の引き戸は、何か引っかけて開けたような、無理やり開けようとしたような跡がありまして、黒くなっている木が新しく削られたような感じになっていました。そのほか壁も大分木が腐ってきたりしていまして、定期的な補修は今後行うのでしょうか。

○生涯学習課長（久保田政美君） 赤松宗旦旧居の維持管理についてのご質問ですが、外に門がありまして、基本的に休館日については、門を閉鎖しております。開館日につきましては

は、隣の鬼沢八百屋さんに年間委託をしております、開け閉め等をしていただいております。開け閉めのときに支障がある場合には、修理をしている状況です。

そのほかに、生涯学習センターの臨時職員が、週1回か2週1回、私も記憶が曖昧で申し訳ないですが、必ず掃除に行っておりまして、そのときに点検をしていただいております。例えば蛍光灯が切れているとか障子が剥がれているとか点検し報告をいただいて、直すようにしております。

○委員（佐藤忠信君） 西側のところが隣と大分狭くて、ちょっと裏も確認できない状態ですが、以前見たところ、土台とのつなぎ目というか接地しているところが、大分段差がありました。点検はしているということですね。

○生涯学習課長（久保田政美君） はい。また掃除に併せて、今以上に点検させていただきます。

○委員（佐藤忠信君） 分かりました。ありがとうございます。

○教育長（海老澤 勤君） そのほか何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（海老澤 勤君） ないようでしたら、令和3年3月の教育委員会定例会を閉会いたします。

午後5時45分閉会